

# ■ 売買. 賃貸が可能な空き家の情報を提供できる方

# ~ 空き家を「貸したい・売りたい方」~

さつま町では、空き家の有効利用を通して、定住促進及び地域の活性化を図るため 町内にある賃貸や売買が可能な物件の所有者等から登録を募集しています。

## 1 物件の登録

空き家をお持ちの方で、情報提供にご協力いただける場合は、「空き家情報バンク制度要綱」をご確認いただき、「空き家情報登録申込書」及び「空き家情報バンク制度登録カード」に必要事項を記入の上、さつま町役場 ふるさと振興課 移住定住係まで提出してください。

なお、お申込の際、交渉 契約などをさつま町との仲介に関する覚書に基づく宅地 建物取引業者(以下、協力宅建業者)へ仲介を依頼する間接型か、交渉 契約に関わ るすべてを当事者間で行う直接型のいずれかの方法を選択していただきます。

### 2 現地調査

町の担当職員が物件確認のため詳細な現地調査を行います。 なお、間接型を選択された場合は、協力宅建業者の担当者も同行します。

#### 3 空き家情報の公開

登録された物件は個人情報を除き、町のホームページ等で公開します。

### 4 物件の交渉

空き家バンクの利用者から物件交渉の申し込みがあった場合は,物件登録時に選択 された方法により、次のような手続きになります。

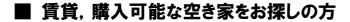
## ◆ 間接型の場合

空き家の所有者等及び物件を担当することになった協力宅建業者へ町から連絡 し、その後は協力宅建業者の仲介による交渉となります。

### ◆ 直接型の場合

空き家の所有者等に町から連絡し、その後は両者間で直接、交渉をしていただく ことになります。

※ 町は、交渉 契約には一切関与いたしません。





# ~ 空き家を「借りたい・買いたい方」~

「さつま町空き家情報バンク制度要綱」をご確認いただき、「さつま町空き家利用希望登録申込書」に必要事項を記入の上、さつま町役場 ふるさと振興課 移住定住係まで提出してください。

## 1 空き家情報の検索

町のホームページ等で空き家情報の公開を行います。ホームページがご覧になれない場合には、お問い合わせいただければ資料をお送りいたします。

### 2 利用希望者登録

空き家バンクによる空き家利用を希望される方は,空き家利用希望登録申込書に誓 約書を添えて,お申し込みください。

### 【お申し込みいただける方】

○ 空き家に定住又は空き家を利用し、地域の活性化に寄与できる方

## 3 物件の交渉

物件交渉の方法は、空き家の所有者等の登録時の選択により、次のような流れになります。

### ◆ 間接型の場合

空き家利用希望登録申込書の提出後に町から空き家の所有者等及び物件を担当することとなった協力宅建業者へ連絡し、その後は協力宅建業者の仲介による交渉となります。

#### ◆ 直接型の場合

空き家利用希望登録申込書の提出後に空き家の所有者等に町から連絡し、その 後は両者間で直接、交渉をしていただくことになります。

※ 町は、交渉 契約には一切関与いたしません。